

## 平成 27 年度 事業報告書

平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

### 法人運営の状況

法人の運営に当たっては法人設立の理念を堅持するとともに、平成 27 年度は評議員会及び理事会を 3 回開催し、評議員会及び理事会における決定に基づき運営した。

理事・監事・評議員からは理事会、評議員会、監事監査などの機会に決定事項・審議事項はじめ、各般にわたり指導をいただいております、現場の日常業務において実現できるように努めた。

平成 12 年介護保険法施行後、介護保険制度の事業規模は拡大の一途をたどっている。介護保険制度は要介護者とその家族の需要に即した有益な事業として広く認識され、要介護認定を受ける利用者数は右肩上がりであり伸びてきた。それにともない、緻密な介護保険事業計画が立てられ、サービス基盤は施設、在宅ともに計画的に強化され、被保険者の保険料負担は徐々に重くなり、保険者である三木市の財政負担も重くなっている。

三木市の要介護認定者数と保険給付額(厚生労働省介護保険事業状況報告)

	18 年 12 月		27 年 12 月	
	認定者数	給付金額(千円)	認定者数	給付金額(千円)
要支援 1	350	5,288	515	9,198
要支援 2	198	4,505	757	26,996
経過措置	123	5,629	—	
要介護 1	762	52,855	415	35,569
要介護 2	516	57,930	650	83,948
要介護 3	425	66,915	525	99,308
要介護 4	388	86,443	557	110,906
要介護 5	268	63,706	344	79,453
計	3,030	343,273	3,763	445,379

平成 18 年 12 月と平成 27 年 12 月を比較すると、要介護認定を受けた人数で 24.2%、保険給付額で 29.7%増加している。

このように、増大する事業費に備え財源を確保するために 10%まで消費税を増税することが決定されており、今後の制度の健全な維持のため、また効率的な制度運営のため一定の制度改革も行われる。

当法人としても地域の需要の動向と制度改革の方向を見極めて、地域に貢献する法人としての役割を果たすために、各事業に取り組んだ。

国においては団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年(平成 37 年)に向けて、社会保障制度の抜本的な改革が進められている。基本的な考え方として厚生労働省は医療・介護・予防・住まい・生活支援を包括的に確保するため「地域包括ケアシステム」を提唱して

いる。

このような動向の中で、2014年(平成26年)6月には「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(医療介護総合確保推進法)が成立した。

この法の成立により次のような日程で当面の改革が進められている。

平成	月	内容
26年	6月	医療介護総合確保推進法が成立
27年	4月	改正介護保険法施行、介護報酬改定
28年	4月	介護福祉士の資格取得方法の見直し
29年	4月まで	すべての市町村で介護予防訪問介護と介護予防通所介護を移行し「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施する予定(三木市もこの時期になる予定)
30年	4月	居宅介護支援事業所の指定権限が市町村に移行される

平成27年介護保険法の改正の主な点は次のとおりであった。

1 予防給付の地域支援事業への移行

介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業へ移行される。三木市においては29年度から実施が予定されており、当法人としての対応方針は検討中である。

2 費用負担の見直しによる自己負担の引き上げ

一定の条件の被保険者が2割負担となった。当法人の事業を利用されている方では若干の変動はあるが5名程度が2割負担となった。

3 通所介護の見直し(平成27年度28年度は経過期間)

1か月の利用者が平均延べ300人以下の事業所は地域密着型通所介護として位置付けられるので、通常規模の事業所として存続することを目指し、利用者確保に努めた。

4 特養の入所者は要介護3以上とされたが、当施設では入所者は従前から要介護3以上としていた。

しかし、平成27年度中に入所中の利用者様で要介護度が3以上から2になった方が3名あった。利用者に対する適切なサービスにより要介護度が軽度化したもので、施設としての機能が十分に発揮された結果とも考えられる。

5 特養、デイサービスの介護報酬が切り下げられたが、加算の認定を受けたこと、利用者の維持・増加に努力した結果、全体の収入は前年度並みとなった。

当法人の特別養護老人ホームをはじめショートステイ、デイサービス、居宅介護支援などの事業は平成27年10月に事業開始後3周年を迎え、10月3日に3周年記念行事を行った。

3周年記念行事は、各役員、評議員の出席のもと開催し、職員・地域関係者とともに3年間の経過をふり返り、今後の方向を関係者一同で展望する機会となった。

特養えびすの郷は介護報酬の引き下げによる影響が懸念されたが、ほぼ安定した経営となった。同ショートステイは年度前半には利用率が高かったが、後半に漸減傾向となった。

デイサービスセンターえびすの郷については、ここ数年三木市全体でのデイサービス利用者数があまり増えていないにもかかわらず、デイサービス事業者は増えており、厳しい競争状態にある。月平均延べ300人の要介護の利用者確保を目標として運営したが、平均300人には達しなかった。

居宅介護支援事業所については全国的に赤字のところが多く、黒字化は難しい。利用者はやや増加したが、単独の事業所としては赤字であった。

## 重点目標

### 1 事業実施目標

社会福祉法人一陽会として経営の安定を図るとともに、社会資源としての役割を果たすために一定の利用率を達成するよう努力した。

(1) 特別養護老人ホーム、短期入所生活介護事業(ショートステイ)については年間を通して95%から97%の利用率を維持することを目標とした。

特養については97%の利用率を達成したが、ショートステイは達成できなかった。

(2) 通所介護事業は月平均要介護の利用者数300人以上を目標としたが、達成できなかった。ただし、前年度(26年度)に比べれば大幅に利用者が増えており、28年度に目標を達成できる可能性は高まっている。

(3) 居宅介護支援事業は2名の居宅介護支援専門員がそれぞれ要介護者35件の担当を目標とし、年度末には目標に近い担当数となった。

ただ、亡くなられたり、施設入所されたりする分を補充するのがようやくで、大きく伸ばすことは難しい状況であることは変わらない。

(4) 訪問看護事業は人材確保に努力し、できるだけ速やかに事業を再開することを目標としたが、訪問看護に取り組む看護師を確保することができなかった。

(5) 「24時間サポート型特養」としての役割を果たすとともに、地域との交流を深めるよう努力した。

### 2 サービスの向上

#### (1) 職員の資質向上

施設内外の研修機会を活用しながら、職種・経験年数・資質などに応じて研修機会を提供し、施設全体としてのサービス力の向上を目指した。

事業所内研修では、基礎的なものとして接遇研修、新任研修、人権研修、認知症基礎研修などを行うとともに、業務上の課題を踏まえた専門的研修にも重点を置き、介護技術研修、事故予防研修、感染症対策研修、身体拘束廃止研修などサービス提

供上の専門的な分野について研修した。

外部研修としては、東播磨老人福祉事業協会による介護職研修をはじめ、特定行為従事者研修、ユニットリーダー研修など当法人の事業上の課題に応じた研修に参加した。

居宅介護支援専門員、管理栄養士等は、それぞれ職種別組織に所属しているので、それらの組織が開催する研修に参加し、資質向上を図った。

看護師は北播磨総合医療センター・服部病院など関係医療機関が主催する研修に参加し資質向上を図った。

(2) 業務マニュアルの改善・見直し

すでに定めている業務マニュアルを周知徹底するとともに、現場での状況に応じて常に見直しを行い改善に努めた。

(3) サービス提供の目標

個別の利用者様へのサービス提供に当たっては、定期的を実施するケアカンファレンスにおいて利用者様本人や家族様の意見を聞き、個別で具体的なサービス目標を設定し、できるかぎり画一的なサービスに陥らないように努めた。

利用者様の生活の背景を理解し、利用者様・家族様との信頼関係を醸成するように努めた。

利用者様の自尊感情を尊重し、快適でゆったりとした生活を提供するとともに、過剰にならない介護に努めた。

(4) 意見・不満・苦情・トラブル対応

苦情・トラブルは発生しなかったが、利用者・家族様のアンケートを行ったところ家族様からいくつか意見・不満が提出された。

サービス向上委員会で意見・不満の内容を検討するとともに、施設全体で情報を共有し改善に努めた。

### 3 人事管理

(1) 人事考課を行った。

事業目的に即した人事考課を行うように努めるとともに、人事考課の結果を人事異動、昇任、昇格、賞与の支給などに反映させた。

(2) 職場の服務規律を厳正に行った。

特別養護老人ホームは利用者様の生活を24時間支えているので、服務規律の維持、勤務体制の維持は必須の条件である。関係職員が強い職業意識・緊張感をもって、勤務に当たるよう督励し、職務怠慢がないよう注意を喚起した。

また、勤務中に携帯電話を使用しないこと、施設内で喫煙しないこと、利用者様・家族様には言葉使いをはじめ適切に対応することなどにも注意して取り組んだ。

なお、口頭による指導で効果がない場合は、文書により指導した。

(3) 職員の確保、資質向上を目指した。

福祉事業において最も重要なものは人材であるとよく言われるところであり、資

格を持ち、経験を重ねた職員を失うことは大きな損失となるので、職員の定着に意を用い、限られた経営資源の中ではあるが、働きやすい環境の整備に努めた。

また、人間関係を理由として退職する職員も多くいるので、風通しの良い人間関係を心がけ、孤立する職員がないように職員親睦会とも協力して、職員の交流の機会を設け、意思疎通が円滑に進むよう努めた。

介護福祉士資格を持つことは介護の業界では一定の業務能力を証明するもので、介護職員であれば取得することが当然ともいえる資格である。事業所としても一定割合の介護福祉士資格保有者が勤務していることでサービスの水準が確保できるといえるので、法人としての補助制度により介護福祉士資格取得を支援した。

職員の確保に当たっては、職業安定所への求人のもとより、新聞折り込みチラシへの掲載、フリーペーパーへの掲載、インターネットへの掲載、ホームページへの記載など多様な媒体を使用して取り組んだ。

看護師・理学療法士などの医療系の職種は募集しても応募がなく、看護師・理学療法士を増員したいが実現できていない。

#### (4) 職員の健康管理、腰痛対策を行う。

職員は全員定期健康診断を受診させ、精密検査が必要な場合は必ず受診するように指導した。

介護職員の職業病といわれる腰痛については特に注意して対応する必要がある、介護関係職員は定期的に腰痛検診を受診させ、必要な場合は治療を受けるよう指導した。

検診名	実施時期	受診者数	有所見者
定期健診	27年6月	69名	31名(うち治療中13名)
腰痛検診	27年11月	63名	経過観察5名、要精密検査1名
腰痛検診	28年3月	58名	経過観察10名
インフルエンザ ワクチン接種	27年11月	63名	
特定健診	27年12月	26名	9名(うち治療中2名)

#### (5) 採用職員・退職職員の状況

平成27年度中に正規職員として採用した者は2名、常勤嘱託職員として採用した者は3名であった。他に非常勤職員を24名採用した。

退職した者は正規職員で5名、常勤嘱託職員で1名、非常勤職員で15名となっている。

正規職員の退職理由は、「年齢が61歳で体力の限界」、「健康状態が悪くなった」、「結婚して遠隔地へ引っ越す」、「家族介護のため」、「家業を手伝わねばならなくなった」などであった。

職員の欠員は新規採用、内部昇格などで補充した。

非常勤職員として短時間勤務の女性が多く、特に子育て中の女性職員が多いため

子供の病気等による急な勤務変更が多くなっており、安定した勤務体制を組むことが難しい状態である。

#### 4 組織・職員

法人役員等(任期 平成 27 年 4 月 12 日～平成 29 年 4 月 11 日)

理事長、理事、評議員	服部哲也
理事、評議員	和泉藤枝、長谷憲明、向山和代、服部奈緒、藤原八郎
監事	村上弘幸、小西直樹
評議員	神澤正三、仲田一彦、森本芳明、八木真嗣、長田智剛、 小林伊知子、井上浅子

特別養護老人ホーム・短期入所生活介護施設(ショートステイ)

施設長 1 名

事務主任 1 名、事務職員 1 名、事務員 1 名、管理栄養士 1 名

宿直員非常勤 3 名、清掃員非常勤 3 名

ケアマネ 1 名、相談員 2 名

嘱託医 1 名、師長 1 名、看護師常勤 1 名、看護師非常勤 6 名、理学療法士 1 名

介護課長 1 名、フロアリーダー 3 名、ユニットリーダー 3 名

介護職員 19 名、介護職員非常勤 22 名

調理関係 ニチダン委託

通所介護事業所(デイサービス)

管理者 1 名(兼務)、相談員 3 名(2 名兼務)、看護職 2 名(1 名兼務)

介護職常勤 2 名、非常勤 4 名

運転員非常勤 3 名

訪問看護事業所

休止中

居宅介護支援事業所

管理者 1 名(主任介護支援専門員)、介護支援専門員 1 名

職員配置はいずれの事業所も基準を満たしている。

#### 5 財務管理

平成 27 年 4 月から介護報酬の引き下げが実施され、推計では法人全体で、平成 26 年度に比べ平成 27 年度は年間で 1,500 万円から 2,000 万円近くの減収が予想されたが、稼働率のアップに努めたことと、処遇改善加算の認定を受けたことをはじめ可能な加算の取得に努めた結果、ほぼ前年並みの収入となった。

利用料の滞納が出ないように納付していただける金融機関を多くするなど、利用者様が納付しやすい納付方法を用意するとともに、土曜日・日曜日・祝日も窓口での収納事務を行って滞納防止に努めた結果、本年度も滞納はない。

取扱金融機関を増やしているが、家族様は面会に来られた際に現金で納付するほうが簡単だということで、まだまだ現金での納付が多く残っており今後の課題である。

利用料納入方法の状況(平成 28 年 3 月)

納入方法	件数	割合
口座振替	44	30.6%
口座振込	21	14.6%
郵貯払込み	14	9.7%
現金	65	45.1%
計	144	

支出に当たっては、主要な支出項目の変動に注意しているが、不合理な変動は見受けられなかった。

不要不急の支出を控え、やむを得ないと思われる支出についても漫然と支出することがないように努めた。

## 6 広報活動

地域とともに歩み、地域に育まれる福祉の拠点を目指す当法人は、市民の需要の動向を踏まえ、市民に求められる事業を、市民の信頼のもと展開していくべきであると考えており、市民に広く理解していただくため、3周年記念事業をはじめこれまで以上に広報活動に注力した。

## 7 施設建物の維持管理

建物の点検は継続的に行った。

建設工事を行った業者等からもアドバイスを受け、建物を長持ちさせるための保全方法、適切な時期の補修など継続的に対応している。

また、修繕積立金を計画的に造成するなど、一般的に必要な将来の修繕に備えている。

平成 27 年度には費用を伴う建物の修繕はなかった。給湯装置、十和田天然石風呂の循環装置について不調があったがメーカーの点検・手入れにより回復した。

機械浴槽の修理に 10 万円以上の修理費を支出した。

## 8 法人業務

月	内容
4 月	新入職員採用、人事異動
5 月 8 日	監事監査
5 月 19 日	理事会・評議員会(平成 26 年度事業報告・同決算)
12 月 1 日	理事会・評議員会
3 月 15 日	理事会・評議員会(平成 28 年度事業計画・同予算 ・平成 27 年度補正予算)

## 9 公益的活動

### (1) 「24 時間サポート型特養」

兵庫県から「24 時間サポート型特養」の指定を受け、お元気ではあるが独居のため不安がある方の定期的な安否確認を行っている。

### (2) 福祉避難所指定

三木市と協定を結び、災害時に高齢者等福祉的な対応が必要な方々を受け入れる福祉避難所として指定され、市民に周知されている。